



2022年2月22日

各 位

会 社 名 グレイステクノロジー株式会社
代表者名 代表取締役社長 大池信之
(コード番号：6541 東証第一部)
問合せ先 管理部 総務課
(TEL. 03-5777-3838)

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告及び
当社有価証券報告書等の訂正報告書の提出命令の勧告に関するお知らせ

本日、以下の有価証券報告書及び四半期報告書に関して、証券取引等監視委員会（以下「監視委員会」といいます。）から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する2,400万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。また、併せて、同日付で監視委員会は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、訂正報告書の提出命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。

記

1. 課徴金納付命令及び訂正報告書の提出命令の対象となった有価証券報告書等

(1) 有価証券報告書

- 第18期 有価証券報告書（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）
- 第19期 有価証券報告書（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
- 第20期 有価証券報告書（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
- 第21期 有価証券報告書（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(2) 四半期報告書

- 第18期 第1四半期報告書（自 2017年4月1日 至 2017年6月30日）※
- 第18期 第2四半期報告書（自 2017年7月1日 至 2017年9月30日）※
- 第18期 第3四半期報告書（自 2017年10月1日 至 2017年12月31日）※
- 第19期 第2四半期報告書（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日）※
- 第19期 第3四半期報告書（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日）※
- 第20期 第1四半期報告書（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）
- 第20期 第2四半期報告書（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）
- 第20期 第3四半期報告書（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）
- 第21期 第1四半期報告書（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）
- 第21期 第2四半期報告書（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）
- 第21期 第3四半期報告書（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）

※公衆縦覧期間を経過しているため、訂正報告書提出命令の勧告対象から除外。

2. 今後の見通し

2022年3月期に課徴金見積額2,400万円を特別損失として計上する予定であります。

以 上